

しおかぜファンクラブ会則

制定 2018年 12月 17日

(名 称)

第1条 本会は、「しおかぜファンクラブ」(以下「クラブ」という。)と称する。

(事務局)

第2条 クラブは、「塩屋コミュニティバスを走らせる会」を事務局とする。

(目 的)

第3条 クラブは、塩屋コミュニティバス「しおかぜ」に関心のある者が、「しおかぜ」を利用すると共に「しおかぜ」の利用促進や運行を支援することで、地域の公共交通である「しおかぜ」を維持し、交通の利便性の向上を図ることを目的とする。

(会 員)

第4条 クラブの会員は、第3条に定める目的に賛同し賛助する者を会員とする。

(年会費)

第5条 会員は、年会費を納入する。

2 年会費は、個人会員1口1,000円、法人会員1口10,000円とする。

3 年会費はいかなる場合も払い戻しを行わない。

(会員証の交付)

第6条 会員には、会員証を交付する。

(会員個人情報の取り扱い)

第7条 会員の住所、氏名等の個人情報は、会員証の発送、また、クラブに関する連絡等に限り使用できるものとする。

(資産の使用)

第8条 会員の年会費は、塩屋コミュニティバス「しおかぜ」利用促進に資する「塩屋コミュニティバスを走らせる会」の活動、運行支援に要する費用として使用する。

(会 計)

第9条 クラブの会計年度は、初年度については、2019年1月15日から2019年3月31日までとし、次年度以降については、毎年4月1日から翌年3月31日までを原則とする。

2 会計年度終了後には、会計報告を行う。

(クラブが解散した場合の措置)

第10条 クラブが解散した場合には、クラブの収支は解散の日をもって打ち切り、「塩屋コミュニティバスを走らせる会」会長がこれを決算し、「塩屋コミュニティバスを走らせる会」の資産とする。

(補 則)

第11条 この会則に定めるもののほか、クラブの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、2019年1月15日から施行する。